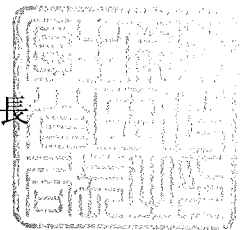


医政発第 0831 第 4 号
平成 24 年 8 月 31 日

社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものの一部改正について（施行通知）

標記につきまして、別紙のとおり、各都道府県知事宛てに通知を發出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容につきまして御了知いただきますとともに、管下会員又は施設に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

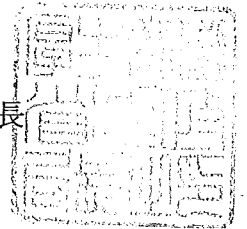
< 別紙 >



医政発0831第2号
平成24年8月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものの一部改正について（施行通知）

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示」（平成24年厚生労働省告示第202号。以下「告示第202号」という。）が平成24年3月30日付けで公布、同年4月1日付けで施行され、「医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものの一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第493号。以下「告示第493号」という。）が本日付けで公布及び施行されたところです。

これを受けて、「医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの」（平成19年厚生労働省告示第53号）の一部が改正されていますので、十分御了知の上、御対応いただきますようお願いいたします。なお、告示第202号第17及び告示第493号の規定にかかわらず、平成25年3月31日までは、運用上、従前の取扱いとすることは差

し支えありません。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

○厚生労働省告示第四百九十三号

医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成十九年厚生労働省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第七条第四十号を削る。

第九条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第二号チ及びリ中「選択的脳血栓・塞栓溶解術」を「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」に改め、同条第十五号ニ中「血液細胞核酸増幅同定検査」を「造血器腫瘍遺伝子検査」に改め、同条第二十二号ハ中「単純CT撮影」を「CT撮影」に改め、同号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとする。

第十二条第二号イ中「関節鼠摘出術」を「関節鼠摘出手術」に改める。

第十四条第一号ハ中「地域連携退院時共同指導」を「退院時共同指導」に改め、同号ヘ中「在宅末期医療総合診療」を「在宅がん医療総合診療」に改め、同号ヌ中「在宅訪問リハビリテーション指導管理」を「在宅患者訪問リハビリテーション指導管理」に改め、同条第二号中タを削る。

第十九条中「第二十二号ハ、ニ、ホ、ヘ及びト」を「第二十二号ハ、ニ、ホ及びヘ」に改める。

○平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの） 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。</p>	<p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。</p>
<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三十九 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三十九 (略)</p> <p>四十 思春期クリニック事業実施医療機関</p>
<p>第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>七〇十四 (略)</p>	<p>第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 広範囲熱傷特定集中治療室</p> <p>八〇十五 (略)</p>
<p>第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。</p>	<p>第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。</p>

一 (略)

二 神経・脳血管領域

イ ト (略)

チ 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術(終日対応することができるものに限る。)

リ チ以外の経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術

ヌ ラ (略)

三 十四

十五 血液・免疫系領域

イ ハ (略)

ニ 造血器腫瘍遺伝子検査

ホ ワ (略)

十六 二十一 (略)

二十二 画像診断

イ ロ (略)

ハ CT撮影

(削る)

ニ (略)

二十三 二十六 (略)

第十二条 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する

厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 (略)

二 一泊二日手術

イ 関節鼠摘出手術

ロ ヲヨ (略)

一 (略)

二 神経・脳血管領域

イ ト (略)

チ 選択的脳血栓・塞栓溶解術(終日対応することができるものに限る。)

リ チ以外の選択的脳血栓・塞栓溶解術

ヌ ラ (略)

三 十四

十五 血液・免疫系領域

イ ハ (略)

ニ 血液細胞核酸増幅同定検査

ホ ワ (略)

十六 二十一 (略)

二十二 画像診断

イ ロ (略)

ハ 単純CT撮影

ニ 特殊CT撮影

ホ ト (略)

二十三 二十六 (略)

第十二条 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する

厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 (略)

二 一泊二日手術

イ 関節鼠摘出手術

ロ ヲヨ (略)

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

イ・ロ (略)

ハ 退院時共同指導

ニ・ホ (略)

ヘ 在宅がん医療総合診療

ト・リ (略)

ヌ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理

ル・カ (略)

二 在宅療養指導

イ・ヨ (略)

(削る)

三・四 (略)

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一条第一項において厚生労働大臣が定めるものうち、第一号チ及びビヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、リ、ヌ、ワ及びタ、第六号ハ及びニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ及びヨ、第九号ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号ヘ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、ヘ、

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

イ・ロ (略)

ハ 地域連携退院時共同指導

ニ・ホ (略)

ヘ 在宅末期医療総合診療

ト・リ (略)

ヌ 在宅訪問リハビリテーション指導管理

ル・カ (略)

二 在宅療養指導

イ・ヨ (略)

夕 寝たきり老人訪問指導管理

三・四 (略)

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一条第一項において厚生労働大臣が定めるものうち、第一号チ及びビヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、リ、ヌ、ワ及びタ、第六号ハ及びニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ及びヨ、第九号ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号ヘ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、ヘ、

ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト
及びチ、第十八号ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及び
ヘ、第二十一号ロ及びハ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びヘ並びに
第二十六号ニの実施件数とする。

ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト
及びチ、第十八号ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及び
ヘ、第二十一号ロ及びハ、第二十二号ハ、ニ、ホ、ヘ及びト並
びに第二十六号ニの実施件数とする。

参考資料3

○平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）別表第一第一の項第二号イ(7)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

- 一 終日の対応
- 二 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応
- 三 連携する病院又は診療所への電話の転送

第二条 規則別表第一第一の項第二号ロ(3)に規定する厚生労働大臣の定める業務形態は、次のとおりとする。

- 一 助産所内における業務の実施
- 二 出張による業務の実施

第三条 規則別表第一第一の項第三号イ(3)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のと

おりとする。

一 手話による対応

二 施設内の情報の表示

三 音声による情報の伝達

四 施設内点字ブロックの設置

五 点字による表示

第四条 規則別表第一第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、施設のバリアフリー化の実施とする。

第五条 規則別表第一第一の項第三号イ(5)に規定する厚生労働大臣の定める措置は、次のとおりとする。

一 施設内における全面禁煙の実施

二 喫煙室の設置

第六条 規則別表第一第一の項第三号ロ(2)に規定する厚生労働大臣の定める提供方法は、次のとおりとする。

一 適時及び適温による食事の提供

二 病床外での食事

三 選択可能な入院食の提供

第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。

一 保険医療機関

二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療
保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関

三 労災保険指定医療機関

四 指定自立支援医療機関（更生医療）

五 指定自立支援医療機関（育成医療）

六 指定自立支援医療機関（精神通院医療）

七 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関

八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院

九 精神保健指定医の配置されている医療機関

十 生活保護法指定医療機関（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に

関する法律（平成六年法律第三十号）に基づく指定医療機関を含む。）

十一 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永往帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）

十二 結核指定医療機関

十三 指定養育医療機関

十四 戦傷病者特別援護法指定医療機関

十五 原子爆弾被害者医療指定医療機関

十六 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関

十七 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関

十八 公害医療機関

十九 母体保護法指定医の配置されている医療機関

二十 特定機能病院

二十一 地域医療支援病院

二十二 災害拠点病院

二十三 へき地医療拠点病院

二十四 小児救急医療拠点病院

- 二十五 救命救急センター
- 二十六 臨床研修病院
- 二十七 臨床修練指定病院
- 二十八 がん診療連携拠点病院
- 二十九 エイズ治療拠点病院
- 三十 肝疾患診療連携拠点病院
- 三十一 特定疾患治療研究事業委託医療機関
- 三十二 在宅療養支援診療所
- 三十三 D P C 対象病院
- 三十四 指定療育機関
- 三十五 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関
- 三十六 無料低額診療事業実施医療機関
- 三十七 総合周産期母子医療センター
- 三十八 地域周産期母子医療センター
- 三十九 不妊専門相談センター

第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める種類は、

平成十九年厚生労働省告示第百八号第一条第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格とする。

第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。

- 一 集中治療室
- 二 冠状動脈疾患専用集中治療室
- 三 脳卒中専用集中治療室
- 四 呼吸器疾患専用集中治療室
- 五 新生児集中治療室
- 六 母体胎児集中治療室
- 七 手術室
- 八 無菌治療室
- 九 機能訓練室
- 十 精神科保護室
- 十一 病理解剖室
- 十二 高気圧酸素治療室

十三 へリコプターを含む患者搬送車

十四 新生児搬送車

第十条 規則別表第一第二の項第一号イ(3)及びロ(2)に規定する厚生労働大臣の定める介護施設は、次のとおりとする。

一 介護老人福祉施設

二 介護老人保健施設

三 居宅介護支援事業所

四 介護予防支援事業所

五 老人介護支援センター

六 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション

七 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所

八 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所

九 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所

十 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所

十一 特定施設又は介護予防特定施設

十二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

- 十三 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所
- 十四 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- 十五 認知症対応型共同生活介護事業所又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
- 十六 地域密着型特定施設
- 十七 地域密着型介護老人福祉施設
- 十八 複合型サービス事業所

第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。

- 一 皮膚・形成外科領域
- イ 皮膚・形成外科領域の一次診療
- ロ 真菌検査
- ハ 皮膚生検
- ニ 凍結療法
- ホ 光線療法
- ヘ 中等症の熱傷の入院治療
- ト 顔面外傷の治療

チ 皮膚悪性腫瘍手術

リ 皮膚悪性腫瘍化学療法

ヌ 良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術

ル マイクロサージェリーによる遊離組織移植

ヲ 唇顎口蓋裂手術

ワ アトピー性皮膚炎の治療

二 神経・脳血管領域

イ 神経・脳血管領域の一次診療

ロ 脳波検査

ハ 長期継続頭蓋内脳波検査

ニ 光トポグラフィ

ホ 神経磁気診断

ヘ 頭蓋内圧持続測定

ト 頸部動脈血栓内膜剥離術

チ 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術（終日対応することができるものに限る。）

リ チ以外の経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術

ヌ 抗血栓療法

ル 頭蓋内血腫除去術（終日対応することができるものに限る。）

ヲ ル以外の頭蓋内血腫除去術

ワ 脳動脈瘤根治術（終日対応することができるものに限る。）

カ ワ以外の脳動脈瘤根治術

ヨ 脳動静脈奇形摘出術

タ 脳血管内手術

レ 脳腫瘍摘出術

ソ 脊髄腫瘍摘出術

ツ 悪性脳腫瘍放射線療法

ネ 悪性脳腫瘍化学療法

ナ 小児脳外科手術

ラ てんかん手術を含む機能的脳神経手術

三 精神科・神経科領域

イ 精神科・神経科領域の一次診療

ロ 臨床心理・神経心理検査

- ハ 精神療法
- ニ 精神分析療法
- ホ 心身医学療法
- ヘ 終夜睡眠ポリグラフイー
- ト 禁煙指導
- チ 思春期のうつ病又は躁うつ病
- リ 睡眠障害
- ヌ 摂食障害
- ル アルコール依存症
- ヲ 薬物依存症
- ワ 神経症性障害
- カ 認知症
- ヨ 心的外傷後ストレス障害
- タ 発達障害
- レ 精神科ショート・ケア
- ソ 精神科デイ・ケア

ツ 精神科ナイト・ケア

ネ 精神科デイ・ナイト・ケア

ナ 重度認知症患者デイ・ケア

四 眼領域

イ 眼領域の一次診療

ロ 硝子体手術

ハ 水晶体再建術

ニ 緑内障手術

ホ 網膜光凝固術

ヘ 斜視手術

ト 角膜移植術

チ コンタクトレンズ検査

リ 小児視力障害診療

五 耳鼻咽喉領域

イ 耳鼻咽喉領域の一次診療

ロ 喉頭ファイバースコープ

- ハ 純音聴力検査
- ニ 補聴器適合検査
- ホ 電気味覚検査
- ヘ 小児聴力障害診療
- ト 鼓室形成手術
- チ 副鼻腔炎手術
- リ 内視鏡下副鼻腔炎手術
- ヌ 舌悪性腫瘍手術
- ル 舌悪性腫瘍化学療法
- ヲ 舌悪性腫瘍放射線療法
- ワ 咽頭悪性腫瘍手術
- カ 咽頭悪性腫瘍化学療法
- ヨ 咽頭悪性腫瘍放射線療法
- タ 喉頭悪性腫瘍手術
- レ 喉頭悪性腫瘍化学療法
- ソ 喉頭悪性腫瘍放射線療法

ツ 摂食機能障害の治療

六 呼吸器領域

イ 呼吸器領域の一次診療

ロ 気管支ファイバースコープ

ハ 肺悪性腫瘍摘出術

ニ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術

ホ 肺悪性腫瘍化学療法

ヘ 肺悪性腫瘍放射線療法

ト 在宅持続陽圧呼吸療法

チ 在宅酸素療法

七 消化器系領域

イ 消化器系領域の一次診療

ロ 上部消化管内視鏡検査

ハ 上部消化管内視鏡的切除術

ニ 下部消化管内視鏡検査

ホ 下部消化管内視鏡的切除術

へ 虫垂切除術（ただし、乳幼児に係るものを除く。）

ト 食道悪性腫瘍手術

チ 食道悪性腫瘍化学療法

リ 食道悪性腫瘍放射線療法

ヌ 胃悪性腫瘍手術

ル 腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術

ヲ 胃悪性腫瘍化学療法

ワ 胃悪性腫瘍放射線療法

カ 大腸悪性腫瘍手術

ヨ 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術

タ 大腸悪性腫瘍化学療法

レ 人工肛門の管理

ハ 肝・胆道・膵臓領域

イ 肝・胆道・膵臓領域の一次診療

ロ 肝生検

ハ 肝悪性腫瘍手術

- ニ 肝悪性腫瘍化学療法
- ホ 胆道悪性腫瘍手術
- ヘ 胆道悪性腫瘍化学療法
- ト 開腹による胆石症手術
- チ 腹腔鏡下胆石症手術
- リ 内視鏡的胆道ドレナージ
- ヌ 経皮経肝的胆道ドレナージ
- ル 膵悪性腫瘍手術
- ヲ 膵悪性腫瘍化学療法
- ワ 膵悪性腫瘍放射線療法
- カ 体外衝撃波胆石破碎術
- ヨ 生体肝移植
- 九 循環器系領域
- イ 循環器系領域の一次診療
- ロ ホルター型心電図検査
- ハ 心臓カテーテル法による諸検査（終日対応することができるとものに限る。）

- ニ ハ以外の心臓カテーテル法による諸検査
 - ホ 心臓カテーテル法による血管内視鏡検査
 - ヘ 冠動脈バイパス術
 - ト 経皮的冠動脈形成術
 - チ 経皮的冠動脈血栓吸引術
 - リ 経皮的冠動脈ステント留置術
 - ヌ 弁膜症手術
 - ル 開心術
 - ヲ 大動脈瘤手術
 - ワ 下肢静脈瘤手術
 - カ ペースメーカー移植術
 - ヨ ペースメーカー管理
- 十 腎・泌尿器系領域
- イ 腎・泌尿器系領域の一次診療
 - ロ 膀胱鏡検査
- ハ 腎生検

- ニ 血液透析
- ホ 夜間透析
- ヘ 腹膜透析
- ト 体外衝撃波腎・尿路結石破碎術
- チ 腎悪性腫瘍手術
- リ 腎悪性腫瘍化学療法
- ヌ 膀胱悪性腫瘍手術
- ル 膀胱悪性腫瘍化学療法
- ヲ 前立腺悪性腫瘍手術
- ワ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- カ 前立腺悪性腫瘍化学療法
- ヨ 前立腺悪性腫瘍放射線療法
- タ 生体腎移植
- レ 尿失禁の治療
- 十一 産科領域
- イ 産科領域の一次診療

- ロ 正常分娩
- ハ 選択帝王切開術
- ニ 緊急帝王切開術
- ホ 卵管形成術
- ヘ 卵管鏡下卵管形成術
- ト ハイリスク妊産婦共同管理
- 十二 婦人科領域
- イ 婦人科領域の一次診療
- ロ 更年期障害治療
- ハ 子宮筋腫摘出術
- ニ 腹腔鏡下子宮筋腫摘出術
- ホ 子宮悪性腫瘍手術
- ヘ 子宮悪性腫瘍化学療法
- ト 子宮悪性腫瘍放射線療法
- チ 卵巣悪性腫瘍手術
- リ 卵巣悪性腫瘍化学療法

又 卵巣悪性腫瘍放射線療法

十三 乳腺領域

イ 乳腺領域の一次診療

ロ 乳腺悪性腫瘍手術

ハ 乳腺悪性腫瘍化学療法

ニ 乳腺悪性腫瘍放射線療法

十四 内分泌・代謝・栄養領域

イ 内分泌・代謝・栄養領域の一次診療

ロ 内分泌機能検査

ハ インスリン療法

ニ 糖尿病患者教育

ホ 糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導

ヘ 甲状腺腫瘍手術

ト 甲状腺悪性腫瘍化学療法

チ 甲状腺悪性腫瘍放射線療法

リ 副腎悪性腫瘍手術

又 副腎腫瘍摘出術

十五 血液・免疫系領域

イ 血液・免疫系領域の一次診療

ロ 骨髓生検

ハ リンパ節生検

ニ 造血器腫瘍遺伝子検査

ホ 白血病化学療法

ヘ 白血病放射線療法

ト 骨髓移植

チ 臍帯血移植

リ リンパ組織悪性腫瘍化学療法

ヌ リンパ組織悪性腫瘍放射線療法

ル 血液凝固異常の診断及び治療

ヲ エイズ診療

ワ アレルギーの減感作療法

十六 筋・骨格系及び外傷領域

- イ 筋・骨格系及び外傷領域の一次診療
- ロ 関節鏡検査
- ハ 手の外科手術
- ニ アキレス腱断裂手術
- ホ 骨折観血的手術
- ヘ 人工股関節置換術
- ト 人工膝関節置換術
- チ 脊椎手術
- リ 椎間板摘出術
- ヌ 椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術
- ル 軟部悪性腫瘍手術
- ヲ 軟部悪性腫瘍化学療法
- ワ 骨悪性腫瘍手術
- カ 骨悪性腫瘍化学療法
- ヨ 小児整形外科手術
- タ 義肢装具の作成及び評価

十七 リハビリ領域

イ 視能訓練

ロ 摂食機能療法

ハ 心大血管疾患リハビリテーション

ニ 脳血管疾患等リハビリテーション

ホ 運動器リハビリテーション

ヘ 呼吸器リハビリテーション

ト 難病患者リハビリテーション

チ 障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション

十八 小児領域

イ 小児領域の一次診療

ロ 小児循環器疾患

ハ 小児呼吸器疾患

ニ 小児腎疾患

ホ 小児神経疾患

ヘ 小児アレルギー疾患

- ト 小児自己免疫疾患
- チ 小児糖尿病
- リ 小児内分泌疾患
- ヌ 小児先天性代謝疾患
- ル 小児血液疾患
- ヲ 小児悪性腫瘍
- ワ 小児外科手術
- カ 小児の脳炎又は髄膜炎
- ヨ 小児の腸重積
- タ 乳幼児の育児相談
- レ 夜尿症の治療
- ソ 小児食物アレルギー―負荷検査
- 十九 麻酔領域
- イ 麻酔科標榜医による麻酔
- ロ 全身麻酔
- ハ 硬膜外麻酔

ニ 脊椎麻酔

ホ 神経ブロック

ヘ 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入

二十 緩和ケア領域

イ 医療用麻薬によるがん疼痛治療

ロ 緩和的放射線療法

ハ がんに伴う精神症状のケア

二十一 放射線治療領域

イ 体外照射

ロ ガンマナイフによる定位放射線治療

ハ 直線加速器による定位放射線治療

ニ 密封小線源照射

ホ 術中照射

二十二 画像診断

イ 画像診断管理

ロ 遠隔画像診断

ハ CT撮影

ニ MRI撮影

ホ マンモグラフィー検査

ヘ ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影

二十三 病理診断

イ 病理診断

ロ 病理迅速検査

二十四 歯科領域

イ 歯科領域の一次診療

ロ 成人の歯科矯正治療

ハ 唇顎口蓋裂の歯科矯正治療

ニ 顎変形症の歯科矯正治療

ホ 障害者の歯科治療

ヘ 摂食機能障害の治療

二十五 口腔外科領域

イ 埋伏歯抜歯

ロ 顎関節症治療

ハ 顎変形症治療

ニ 顎骨骨折治療

ホ 口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療

ヘ 唇顎口蓋裂治療

二十六 その他

イ 漢方医学

ロ 鍼灸治療

ハ 外来における化学療法

ニ 在宅における看取り

第十二条 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術

は、次のとおりとする。

一 日帰り手術

イ 皮膚、皮下腫瘍摘出術

ロ 腋臭症手術

ハ 半月板切除術

ニ 手根管開放手術

ホ 水晶体再建術

ヘ 乳腺腫瘍摘出術

ト 気管支狭窄拡張術

チ 気管支腫瘍摘出術

リ ヘルニア手術

ヌ 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術

ル 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術

ヲ 経尿道的レーザー前立腺切除術

二 一泊二日手術

イ 関節鼠摘出手術

ロ 半月板縫合術

ハ 靭帯断裂縫合術

ニ 胸腔鏡下交感神経節切除術

ホ 顎下腺腫瘍摘出術

ヘ 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術

ト 下肢静脈瘤手術

チ 腹腔鏡下胆嚢摘出術

リ 腹腔鏡下虫垂切除術

又 痔核手術

ル 経尿道的尿路結石除去術

ヲ 尿失禁手術

ワ 子宮頸部切除術

カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

ヨ 子宮附属器腫瘍摘出術

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(8)及びロ(7)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、
次のとおりとする。

一 ジフテリアの予防接種

二 破傷風の予防接種

三 ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種

四 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種

五 ポリオの予防接種

- 六 麻疹の予防接種
- 七 風疹の予防接種
- 八 麻疹及び風疹の二種混合の予防接種
- 九 日本脳炎の予防接種
- 十 BCGの予防接種
- 十一 インフルエンザの予防接種
- 十二 おたふくかぜの予防接種
- 十三 水痘の予防接種
- 十四 A型肝炎の予防接種
- 十五 B型肝炎の予防接種
- 十六 コレラの予防接種
- 十七 狂犬病の予防接種
- 十八 黄熱病の予防接種
- 十九 肺炎球菌感染症の予防接種

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

- イ 往診（終日対応することができるとに限る。）
- ロ イ以外の往診
- ハ 退院時共同指導
- ニ 在宅患者訪問診療
- ホ 在宅時医学総合管理
- ヘ 在宅がん医療総合診療
- ト 救急搬送診療
- チ 在宅患者訪問看護・指導
- リ 在宅患者訪問点滴注射管理指導
- ヌ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理
- ル 訪問看護指示
- ヲ 在宅患者訪問薬剤管理指導
- ワ 在宅患者訪問栄養食事指導
- カ 歯科訪問診療

二 在宅療養指導

- イ 退院前在宅療養指導管理
- ロ 在宅自己注射指導管理
- ハ 在宅自己腹膜灌流指導管理
- ニ 在宅血液透析指導管理
- ホ 在宅酸素療法指導管理
- ヘ 在宅中心静脈栄養法指導管理
- ト 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- チ 在宅自己導尿指導管理
- リ 在宅人工呼吸指導管理
- ヌ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ル 在宅悪性腫瘍患者指導管理
- ヲ 在宅寝たきり患者処置指導管理
- ワ 在宅自己疼痛管理指導管理
- カ 在宅肺高血圧症患者指導管理
- ヨ 在宅気管切開患者指導管理

三 診療内容

イ 点滴の管理

ロ 中心静脈栄養

ハ 腹膜透析

ニ 酸素療法

ホ 経管栄養

ヘ 疼痛の管理

ト 褥瘡の管理

チ 人工肛門の管理

リ 人工膀胱の管理

ヌ レスピレーター

ル モニター測定

ヲ 尿カテーテル

ワ 気管切開部の処置

カ 在宅ターミナルケアの対応

四 他の施設との連携

イ 病院との連携

ロ 診療所との連携

ハ 訪問看護ステーションとの連携

ニ 居宅介護支援事業所との連携

ホ 薬局との連携

第十五条 規則別表第一第二の項第一号イ(10)及びロ(9)に規定する厚生労働大臣の定める介護サービス

は、次のとおりとする。

一 施設サービス

イ 介護福祉施設サービス

ロ 介護保健施設サービス

ハ 介護療養施設サービス

二 居宅介護支援

三 居宅サービス

イ 訪問介護

ロ 訪問入浴介護

ハ 訪問看護

ニ 訪問リハビリテーション

ホ 居宅療養管理指導

ヘ 通所介護

ト 通所リハビリテーション

チ 短期入所生活介護

リ 短期入所療養介護

ヌ 特定施設入居者生活介護

ル 福祉用具貸与

ヲ 特定福祉用具販売

四 地域密着型サービス

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ロ 夜間対応型訪問介護

ハ 認知症対応型通所介護

ニ 小規模多機能型居宅介護

ホ 認知症対応型共同生活介護

ヘ 地域密着型特定施設入居者生活介護

ト 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

チ 複合型サービス

五 介護予防支援

六 介護予防サービス

イ 介護予防訪問介護

ロ 介護予防訪問入浴介護

ハ 介護予防訪問看護

ニ 介護予防訪問リハビリテーション

ホ 介護予防居宅療養管理指導

ヘ 介護予防通所介護

ト 介護予防通所リハビリテーション

チ 介護予防短期入所生活介護

リ 介護予防短期入所療養介護

ヌ 介護予防特定施設入居者生活介護

ル 介護予防福祉用具貸与

ヲ 特定介護予防福祉用具販売

七 介護予防地域密着型サービス

イ 介護予防認知症対応型通所介護

ロ 介護予防小規模多機能型居宅介護

ハ 介護予防認知症対応型共同生活介護

第十六条 規則別表第一第二の項第一号二(2)に規定する厚生労働大臣の定める相談又は指導は、次のとおりとする。

一 周産期相談

二 母乳育児相談

三 栄養相談

四 家族計画指導(受胎調整実施指導を含む。)

五 女性の健康相談

六 訪問相談又は訪問指導

第十七条 規則別表第一第三の項第一号イ(1)(i)、(ii)及び(iii)、ロ(1)(i)、ハ(1)(i)並びにニ(1)(i)に規定する厚生労働大臣の定める医療従事者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、助産師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士並びに作業療法士とする。

第十八条 規則別表第一第三の項第一号イ(6)(i)に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一 検査

二 処分

三 予約

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一条第一項において厚生労働大臣が定めるもののうち、第一号チ及びブ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、リ、ヌ、ワ及びタ、第六号ハ及びニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ及びヨ、第九号ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号ヘ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチ、第十八号ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及びヘ、第二十一号ロ及びハ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びヘ並びに第二十六号ニの実施件数とする。